

2025年度 日本学生支援機構 奨学金申請書

所属部局	氏名	学籍番号

申請予定奨学金種別

- ・申請を予定している、奨学金種別に「○」あるいは「レ」を付してください。
- ・なお、多子世帯の授業料免除希望者を含めて、**給付奨学金を申請予定の学生は必ず、給付奨学金にチェックを付してください。**
本申請をもとに、**授業料の徴収を7月末まで猶予します。**
(既に給付奨学生となっている者は、7月末まで授業料の徴収が猶予されています。)

給付奨学金のみ	給付奨学金及び 貸与奨学金	貸与奨学金のみ	多子世帯の可能性が ある場合

多子世帯とは

生計維持者（基本のご両親）が扶養する子等が3人以上いることが条件となります

なお、3人の中には、申請者本人が税法上の扶養に含まれることが必要です。

扶養する子等は、生計維持者の子（実子・養子）、生計維持者の年下の親族（弟・妹）となり、扶養されている生計維持者や生計維持者の尊属は含みません。

多子世帯の判定は、原則2023（令和5）年12月31日現在の扶養者で判定を行います。

このため、現在は多子世帯の要件には該当していない場合であっても、令和6年度の住民税課税情報では、多子世帯に該当する場合には、多子世帯としての認定を受ける可能性があります。

一方、2024年1月1日から2025年3月までに扶養者が増えて多子世帯となった場合にも、要件を満たしていれば、多子世帯との判定を受ける可能性があります。詳細は「2025年度日本学生支援機構給付・貸与奨学金「在学採用（学部）」の申請について 2. 奨学金の申請手続 STEP3（3）生計維持者の税法上の扶養親族の確認」を参照してください。

扶養者が増加する場合には、手続きが必要となりますので学生課奨学掛まで申し出てください。